

第1回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。専決報告第4号「使用料・手数料等の適正化に係る関係規則の整備に関する規則の制定について」ですが、これは次の日程第2、報告第1号「芦屋市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、専決報告第4号と報告第1号を一括して審議します。

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今回、退職校長は所長代理になられるということで、今後は、所長は青少年育成課長が兼任されることになるのですか。

教 職 員 課 長) 今年度につきましては青少年育成課長が兼務をしておりますが、好ましい形とは考えておりませんので、来年度以降の適切な配置を検討していきます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第2号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 中学校給食担当の主査についてですが、潮見中学校、山手中学校のときと同じような形で配置され、給食が開始された時点で県費に変更ということですか。

教 職 員 課 長) 潮見中学校、山手中学校とは配置の仕方が異なっております。潮見中学校、山手中学校につきましては、学校給食を開始する4月から県費の栄養教諭を配置する基準を満たしておりましたので、それぞれの学校に県費で配置しておりました。今回の精道中学校につきましては、4月時点では配置基準を満たしていないので、4月から12月までについては市費で対応をし、学校給食を開始する1月から県費の栄養教諭を配置する形で行いたいと考えております。

浅 井 委 員) 以前は4月から12月の間も県費で対応していたのですか。

教 職 員 課 長) そうです。県費の栄養教諭を配置する枠が4月からあり、潮見中学校・山手中学校については配置ができていたのですが、

今回、その形が取れませんでしたので、その間を市費で対応したいという考えでございます。

浅井委員) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、専決報告第3号「芦屋市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育指導担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越野委員) 3ページの表ですが、表の一番右側の「在任期間」で全員「2年」となっていますが、これは「在任期間」ではなくて「任期」ではないでしょうか。ほかの委員の委嘱のときも、いつもここには任期が書かれていたのですが。

学校教育指導担当課長) その通りです。第5条、「委員の任期」とありますので、修正します。

上月委員) 5ページの芦屋市いじめ問題対策連絡協議会と芦屋市いじめ問題対策審議会といじめ問題調査委員会、この3つの委員会の関係を教えていただけますか。

学校教育部長) まず、今回の芦屋市いじめ問題対策審議会につきましては教育委員会内で行われるものです。芦屋市いじめ問題調査委員

会は、芦屋市いじめ問題対策審議会の中で、今後、第三者委員会で調査をしていかなければいけない事案が起こったときに調査を進めていくということなので、別に、推薦によりメンバーを選んでいく組織になっております。

上月委員) いじめ問題について、もし事案があったときに調査していくのが審議会ということですか。

学校教育部長) そうです。

上月委員) そこで調査した結果を上げていくのが問題調査委員会になりますか。

学校教育部長) 実際に重大事案が発生した場合には、そちらでの審議になっていきます。

教育長) いじめの問題が発生したときにまず、教育委員会で議論し、その報告を市長が受けて、再度調べる必要があれば、今度は市長の調査委員会で調査をする。この流れを言っていただけますか。

学校教育部長) いじめ事案が起こった時には、芦屋市教育委員会の中で、まず考えます。教育委員会では予防についても考えていきます。初めにいじめ問題を立ち上げたときに、国からの指針がありまして、その中で整理していきながら作ってっております。

教育長) 審議会は諮問に応じ、いじめ防止基本方針に基づいて関連事項を見ていただく。ですが、大きな事案が起こると、第10条(2)による「重大事態に係る事実関係に関する事項」を行っていくこととなります。

木村委員) この審議会ですが、条例では7名以下という形になっていきます、現状5名ということで、何か大きな問題が生じたときに

は追加されるのですか。

学校教育部長) 追加します。

木村委員) 分かりました。

越野委員) この条例の中で、いじめ問題対策連絡協議会と調査委員会の章には、委員の任期についての明記がされているのですが、審議会のところにだけ任期の項目がないです。任期が決まっているようでしたら、審議会のところにも任期を入れたほうが良いのではないですか。

学校教育部長) 芦屋市いじめ問題対策審議会の第14条に「第5条及び第6条の規定は、審議会について準用する」という形で記載しております。6条に記載の任期は2年ですから、その部分が準用される形になっております。

教育長) 調査委員会の役割はどうなっていますか。

学校教育部長) 調査委員会につきましては、重大事態が起こった場合はいじめ問題対策審議会によって学校に調査を依頼し、教育委員会がそこで諮問します。その中で、学校に調査を依頼して教育委員会、学校等報告をもらいながら、芦屋市いじめ問題対策審議会で審議をします。

再調査を行う場合につきましては、今度は市長の下、芦屋市いじめ問題調査委員会が調査を行いながら報告をする形になっております。その際は、重大事態が起こった場合は調査を行ったいじめ問題対策審議会から芦屋市いじめ問題調査委員会に報告をして、さらに調査を進め、再調査を行っていく形になっております。

木村委員) 調査委員会の任命権者は市長ですか。

学校教育部長) 市長になります。

木村委員) いじめ対策防止推進法にも記載はありますか。

学校教育部長) あります。そういう組織を作ることとなっていて、市長部局が中心となっています。教育委員会と市長部局とで連携、報告をしながら調査をする形になっています。

上月委員) 連絡協議会は日常的なものですか。

学校教育部長) 連絡協議会は定期的に全体でいじめ問題を協議します。

越野委員) 連絡協議会は保護者も愛護委員さんも入って定期的にやっていたと思います。

学校教育部長) こども・健康部が会を持っています。

越野委員) 定期的に行い、普段からいじめ問題が学校で出ていたら、そこで報告を受けて、皆さんで情報共有をするもので、何か特別に重大事案が起こったから開かれる会ではなかったと思います。

学校教育部長) そうです。定期的に教育の中で予防、防止も含めて検討していきながら学校に発信し、そして対応していくということです。

木村委員) 連絡協議会は何をしているのか余りイメージができないのですがいかがですか。

学校教育部長) いじめの標語作成など、周知・啓発を行っています。

越野委員) 川柳みたいなものもありましたね。

学校教育部長) はい。芦屋市民全体、子ども、保護者地域も含めて発出して、そもそものいじめをなくしていこうという動きになります。芦屋全体でいじめ問題を考えていこうという大きな組織になります。

学校現場に絞られた中では、審議会になります。

教 育 長) 日々のいじめ問題を起こさないように啓蒙するとか、そういうことを中心的に連絡協議会で進めていきます。また、本日委嘱しました方々で構成される審議会に教育委員から報告し、ご示唆を受けます。事案が発生した場合、教育委員会では審議会でも審議していただき、報告を得る。それを市長に報告し、必要があれば、市長のほうでもう一つある委員会を立ち上げて、そこで再調査を行う。その際には教育委員会所管の審議会と連携していきます。

悲しいことですが、死亡事件とか、そういうものが他市ではありますから、そういう流れを改めて事務局も認識を深めておいてください。

学校教育部長) 連絡協議会はおおよそ年2回程度開催している形になります。

木 村 委 員) 重大事案ではないが、注意をして見ないといけないいじめ事案など、協議会の中でお話を聞くことがあるのですが、そういった情報は、審議会には都度伝えているのですか。

学校教育部長) 生徒指導の中で対応していています。年に3回、いじめアンケートを取っている中で、それを集約して話しされるのが主に生徒指導連絡会です。

木 村 委 員) 前任の学校教育部長が教育委員会の協議会のときに、その都度、気になる案件は報告されていました。

重大事案だと協議会で判断をすれば、審議会に行くという流れですか。

教 育 長) そうです。

学校教育指導担当課長) 昨年度の審議会では、学校で実施したいじめアンケートの報告で審議されていきました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第4号「使用料・手数料等の適正化に係る関係規則の整備に関する規則の制定について」と、報告第1号「芦屋市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 減免するときに端数が8円や9円であれば切り上げをするという運用上の統一を、市長部局と、教育委員会でしたということですね。

管 理 課 長) おっしゃるとおりです。このたび使用料・手数料の条例改正があり、既にそれぞれの施設の中で切り上げという規定を既に整備されているところもありますが、教育委員会の各所管の規則の中で統一されていない部分もあり、今回整えさせていただいたということでございます。

教 育 長) 市長部局の7割や3割のときには切り上げしているのですか。

管 理 課 長) 同じルールにのっとり、端数を切り上げております。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

切り捨てという考えはなかったのですか。

管 理 課 長) 切り捨てにしたほうが、利用者にとって有利ではないかという考え方もございます。ですが、切り捨てという形になりますと、実際に減免率として3割と規定されているものが、3割を越えてしまうことになりますので、あくまでも市の考え方としては、3割の範囲内で減額をしましょうということでございますので、市として統一させていただいた考え方になっております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号、報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、報告第2号「新型コロナウイルス感染症対策のための市立学校園の再開延期等について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 3月、4月と、5月の初めの予定ですが、現状ではおそらく5月は無理だと思います。安倍総理は「8割の接触を減らす」という話をされています。計算ではそうなるのですが、人との接触を8割カットすることは厳しく、通勤を禁止しないと

無理でしょう。今のようないり方だと、感染は拡大していくと思います。暖かくなってくるとどうなのかという話もありますが、現在気温が26度であるブラジルの感染者がおよそ1万人おり、さらに拡大傾向ですから、5月初めで収束するというのはかなり甘い見通しだと思います。

そうすると、さらに子どもたちの自宅での自粛が続き、3か月、4か月となっていくことも考えられます。そうすると、子どもの心身のケアの仕方が問題になります。学校に行って、初めて子どもは心身ともに健康に暮らせると思いますし、家の中にずっといる状況もまた心配です。

そのため、自宅学習であったり宿題を出したりと、何か配慮をしていただきたい。例えば週に1回か2回ぐらい登校できればまだいいのですが、それができない状況の中で、どのように子どもの健康を考えるか。保護者もずっと子どもといるとストレスがたまりますし、これらの問題にどう対処するのか気になります。特に宿題などは、今どうされているのですか。

学校教育部長) 心身の健康、学習面についてですが、週1回の登校日を設けていた期間には、登校した際に健康観察をしていました。また、週1回の登校日が無い現在行っているのは、心身の健康については電話連絡をする中で、保護者が抱え込まないように、また子どもたちが状況によって荒れてしまったりしないかどうか相談に乗ります。場合によっては面談の希望を取り、学校に出てきてもらうこともあります。また、中学校区に1名スクールカウンセラーの配置ができましたので、スクールカウンセラーとの面談日程を設定するなどの対応をしながら、心身面のケ

アを行っていきたいと思っております。

学習につきましても、家庭訪問ができない状況の中で、子どもたちの家がどこにあるのか、所在がどこなのか、新しい担任の先生はわからない状況なので、学習課題をポスティングする形で、ミマモルメ等での連絡を取りながら、インターホンを押して、ポストに入りきらなければドアノブにかけるとか、そういう手だてを取りながらしていけたらと思っております。

山手小学校はホームページに、プリントではないのですが、教科書のここを読んでおきましょうという形での課題を出しているところです。

今、木村委員がおっしゃられたように、6日で終わって7日から再開できる可能性はないかもしれないことも考える中で、その登校日という形で7日以降に、その後の課題も含め、状況を確認し設定する必要があるだろうということで、4月末の対策本部会議で提案をしながら、やはり1日でも登校が必要だということも言いながら、対応していきたいと考えております。

木村委員) 運動なども、公園に行って少し遊ぶぐらいとか、例えば校庭を開放して、この学年のこのクラスはこの日に来てもらってもよいとか、考えていかないと、ずっと家の中にいることもよくないので、配慮しなければいけない。今、子どもたちはずっと外出を自粛しているのですか。

学校教育部長) よくお問い合わせがあるのは、どこかの公園に集まって子どもが遊んでいる、自粛していないのではないかと、といった内容で、市に問い合わせがあったりします。午前中は、子どもたちは家にいるようです。午後から公園に行くこともあるようで

す。

木村委員) 学校、校庭を開放して、必要であればマスクをした上で、余り接触しないようなゲームだとか、何か遊び方に工夫をすればいいかと思います。長期化すると、そういうことが本当に問題になってくるので、何か考えたほうがいいのではないかと思います。地域からいろいろ批判はあるかもしれませんが、感染対策をしっかり講じ、家の中でずっと閉じ込めていることもよくないでしょうという言い方ができるように気を遣いながら、考えていったほうがいいのかと思います。

教育長) 今は社会を挙げて、対応しなければならないと思います。気の緩みが一番怖いわけです。芦屋市だけで判断することも難しいです。県教委も二転三転していますが、一定のルールの中で、まずは県教委がイニシアチブを取ってもらうようお願いしています。

今、部長が言いましたように、5月6日までですが、再度延長するときは国からも発表があると思います。そのときには何らかの形で、分散登校も考えなければいけないと思います。

木村委員) そもそも、子どもたちを登校させないという判断に医学的エビデンスはないです。専門家会議でも、臨時休業というのは感染拡大地域において選択する1つの方法ですから、再開してもいいと言われていています。安倍総理が臨時休業措置をして、専門家会議も間違いであるとは言えないので、配慮してそういった場合の選択の1つですと、気を遣った言い方をしていますが、実際にはエビデンスがないです。学校に登校させて蔓延する可能性もないし、それは間違った判断だということをしているわ

けです。そこを私たちも認識しておくべきだと思います。

今、国全体がそういった状況なので芦屋も同様になることは仕方がないです。兵庫県知事が再開しますと発言すると激しい反発を受けました。それはエビデンスに基づいた発言で正しいのですが、世間の反発が余りにも激し過ぎるために迎合してしまったわけです。芦屋市だけ反発することもできないし、それは従わざるを得ないとは思いますが、本来医学的には登校させるのが正しい。そこは頭の中に置いておかないといけないと思います。それに対して、世論と戦うべきだなんて私は言いませんし、それはしないほうがいいと思います。長くなればなるほど、自分たちの心身の健康は損なわれていく側面も十分認識をしながら、正しい選択をどこかで見ていかないとはいけません。

学校教育部長) 私たちは子どものことを第一に考えていきたいと思っていますので、その中で、そぎ落とせるものはそぎ落としながら、ここは絶対そぎ落とせないよという部分を話していかないとはいけません。その中で、市長部局の市長・副市長も含め、対策本部の中でも話をしながら、どこで話をまとめていくのかをしていかなければいけません。

今回の入学式、新入生の登校日とか在校生の登校日はいろいろとあったのですが、やはりそぎ落としていく中で、これだけはというところを話ししながら進めている。ただ、幼稚園の新年少児のことについては、直近の状況で、芦屋の中で感染者が出ました。週が明けて、さらにどうなるのか。過去の色々な都道府県のデータを見て、市民感情も含め、どうなっているのか

も考えていきながら、今は延期するのがいいのではないかという判断をしました。

そういうところも含めて、木村委員からのご意見のように、何とか一番子どもたちにいい方法を見つけていくことだと思っております。

越 野 委 員) 保護者の中でも、やはり授業が遅れ、前学年の履修が全部終わっていないので、不安の声が上がっています。今、先ほどもおっしゃっていた課題、とにかく何もないまま家にいると本当に生活のリズムが崩れて、何もしない子は本当に何もしないままこの2か月を過ごしてしまうのはすごく不安で、先生が課題をポスティングする等考えられているということですが、課題を出してほしいという声が多いです。

ホームページを見ていると、山手小学校は課題が全学年に出ている、山手中学校も、1年生だけ来週の月曜日に課題を発表しますという形に出ているのですが、ほかの学校は全く出していない状況です。学校からお手紙をもらえるわけではないので、皆、よくホームページをごらんになっています。

ですから、2校だけが課題を出しているとなると、他の学校の保護者も不安になられるので、内容自体は学校それぞれでもよいですが、可能であれば同時に方針を皆さんで出してもらえればよいかと思えます。

学校教育部長) そうですね。市教委としても、情報提供しながら各学校で話し合われたことも聞き、来週には課題を何らかの形で提供しますと、ホームページに載せてもらえるように言います。山手は、プリントについては、今後作成したりするのですが、まず

告知をするということで動かれたと聞いています。

越 野 委 員) そうですね。内容は未定でもいいので、方針として出す予定はあるというのだけでも告知したほうがいいと思います。

学校教育部長) それはどの学校も、市教委から連絡し、情報提供をさせてもらいながら進めています。

越 野 委 員) 現状面談は難しいと思いますが、先生から電話1本でもあると、保護者としても心が楽になるという声もあります。定期的に、週1回ぐらいのペースでも連絡とか、子どもたちと直接お話ししてもらえる機会があるといいかなと思います。

学校教育部長) 校長とも連絡しながら進めていきます。

教 育 長) 一度、校長先生を集めて情報交換会をしましょう。

学校教育部長) そうですね。

教 育 長) 差が生まれないようにやっていきましょう。

越 野 委 員) あと1点、今後も長引くことが想定されますので、ネットでの授業配信ができないのかとの問い合わせが非常に多いです。

学校教育部長) 打出教育文化センターともそういう話はしているのですが、今の芦屋が整えているシステムでは難しいようで、個人情報の問題などいろいろな課題があったりする中で、今のところは難しいなというところで止まってしまっています。

木 村 委 員) 私立だったら可能なのですが、公立はなかなか難しいですね。

教 育 長) 私立は行っているところがあります。

木 村 委 員) 家庭でWi-Fiの無線での環境がないとか、いろいろ考え出すと難しい問題がありますね。

上 月 委 員) スマートフォンなど、大学では活用するみたいですが、小

学校では難しいです。ただ、文科省も言っているように、大学の場合は一方的な発信ではなくて、やり取りができないといけない。小学校の場合に、もしやり取りが必要ということになれば、単に課題を出したままにせず、ポスティングするときにやり終えた課題を受け取る。それに対してメッセージを書いて、次またポスティングをするときに行く形にすると、多少はやり取りができるかなというところだと思います。それがあると大分違うと思います。

浅井委員) 新入園の子どもは、まだ1回も幼稚園には行ってないのですね。

教育長) そうです。

浅井委員) 保護者としたら不安が高まると思います。先生が訪ねるにしても、ここ2週間は行かず、極力電話などで対応したほうがいいと思います。

学校教育部長) それは幼稚園も担任が誰であるか伝えられてないのですが、状況確認をしていかないと不安が募りますので、担任からの電話連絡は、新年少児だけではなくて、年長も含めて定期的にやっっていこうというところだと思います。その中で、実際に会って、話したいですということであれば、機会を設けて幼稚園に来てもらう。それは精神的な安定を図ることでは大切なことなので、状況に応じては、対応していかなければいけないなという話はしています。

浅井委員) 丁寧な対応が必要になります。3月の初めごろに、子どもたちが公園でよく遊んでいました。その時点では、体を動かしていることだなと思っていたのですが、お父さんが連れてきて

いて、「家内が悲鳴を上げておりますので、自分が休みのときぐらいは」などと、そのとき既におっしゃっていました。

やはり長期化すると家庭での心身の負担も、大人も本当に大変だと思います。今は外に出ることも、公園ですら控える風潮になっていますから、何か知恵を出して対策していくことが必要だと思います。

木村委員) 人混みを避けての散歩程度はできないと、特にご高齢の方などはずっと自宅に籠もっていると体調が悪くなることもあるでしょうし、そういった点も心配です。

浅井委員) ニュースでも、家の周りを余り過密にならないように歩くことはいいですと、言っていますね。

教育長) そうですね。過度な自粛によって子どもたちが引き籠もりになったり、精神的な問題に発展していったりすることも心配です。今、我々もわからないところがありますのでいろいろなところで勉強しながら対応をしていきます。

越野委員) 学校のホームページを見ていて、ちょっと思ったのですが、先ほどもお話に出ていた、学習支援のポータルサイトのような紹介が載っているところと載っていないところがあるので、統一して、全校載せてもらったほうが、少しでも助けになると思います。

学校教育部長) 載っているところのほうが多いのですが、載っていないところもあります。ですからそこを統一していきます。今回、文部科学省のポータルがあるのですが、少し見にくい部分があったりするので、芦屋市でワードなどの書類にアドレスを載せたものを各学校に送りました。それを添付してもらったら、その中

からプリントだけを取得できます。文部科学省のものはプリントだけでなく動画もあり、使いづらい部分もあるので、プリント学習ができるところだけをこちらで選んで、リンクを張ってもいいところを探して学校に情報提供をし、ホームページへの掲載をするよう、今日の朝、発信をしました。各学校にも連絡を取り、ホームページも見ながら調整していくよう検討しています。

上月委員) それで内容ですが、子どもたちが新しいことを学んでいけないといけないわけで、今までの復習だけを5月も6月もやることでは、学習が間に合わないと思います。教科書はもらっているわけですから、教科書を利用した課題、例えばですが主体的に児童生徒たちで新聞を作ってみる。新聞のフォーマットは先生が送り、参考になるサイトも教えてあげて、何でも自由にやらせるわけではなくて、ある程度子どもたちが前向きに楽しんで学習できるような工夫ができればいいと思います。

学校教育部長) 検討して、工夫してみます。

越野委員) 未履修の学習の内容は、新年度に補習授業をするかなど、もう決まっているのですか。

学校教育部長) そうです。

越野委員) そのことについて、前の学年の教科書を置いておいてくださいと書いていたのは1校ほどしかなく、教科書を捨ててしまっていたらできなくなるかと思いますがいかがですか。

学校教育部長) ホームページに載せている学校と3月2日に、子どもたちに手紙で通知している学校があります。

越野委員) わかりました。

学校教育部長) 載せているところは念のため、なくしたら駄目だということで載せているのかもしれないですが、校長会でも年度末に話をして、プリントを作ろうということで、課題のことで来年度、これについては履修するので教科書を置いておきましょうということで、どの学校も各学年に通知しています。

教 育 長) 学校が自由にするところは自由でいいですが、ホームページを教育委員会でしっかり確認し、学校間で差のないように進めていきます。

越 野 委 員) コロナ関連の記事は、絶対トップに新しいものを載せてほしいです。古い順に並んでいるところもあと、誤解を招いたりすることもあります。

学校教育部長) 学校によっては、ずっと「NEW」と日付を入れているところもあります。

越 野 委 員) 大体が一番新しいものを一番上に入れてくれているのですが、時々そうでないところもありました。

教 育 長) 随時気になるところがありましたら、管理課長までメールを頂ければ、随時対応しますので、よろしくお願いします。

他に質疑はございませんか。

それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症対策のための市立学校園の再開延期等について」の報告を受けたものいたします。

教 育 長) 閉会宣言